

議案第14号令和8年度旭川市一般会計予算に対する組替え動議

議案第14号令和8年度旭川市一般会計予算に対する組替え動議を別紙のとおり提出する。

令和8年3月24日

旭川市議会

議長 福居秀雄様

提出者 旭川市議会議員

中村みなこ

能登谷 繁

賛成者 旭川市議会議員

まじま 隆 英

石川厚子

議案第14号令和8年度旭川市一般会計予算に対する組替え動議

令和8年度旭川市一般会計予算については、次のとおり市長において組替えの上、再提出すべきである。

令和8年度旭川市一般会計において、花咲スポーツ公園再整備費として4,712万8,000円が計上されているが、市は行財政改革に取り組み、市が保有する公共施設は統廃合や集約化をしなければならない状況となっている。また、使用料・手数料の引上げ、ゴミ袋の値上げも検討され、新年度から寿バスカードの交付時負担金を2,000円から3,000円に改定する予算案となっている。

そのような中で、花咲スポーツ公園新アリーナは年間4億3,800万円という巨額の使用料が市民負担となり、事実上は公共施設に準ずる施設であることを踏まえれば、市としての厳しいチェックが必要となっている。

しかし、花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画は、市が自ら策定している人口推計が反映されず、利用者の需要も明確ではないため、使用料の積算は明確な根拠に欠ける。事業期間を30年から65年に変更した際も財政を含めた総合的な検討がなく、市の責任や主導的な関わりが曖昧なものとなっている。

したがって、花咲スポーツ公園新アリーナ整備については一旦立ち止まり、市民的な議論を尽くし、検討し直す必要がある。

よって、市長においては、一般会計予算において、花咲スポーツ公園再整備費は議論が尽くされていないことから、花咲スポーツ公園新アリーナ整備に関する予算を取り下げた上で、令和8年度旭川市一般会計予算を再提出すべきである。